☆寝屋川市☆

令和９年度
留守家庭児童会
入会のしおり

寝屋川市教育委員会事務局　社会教育推進課
ＴＥＬ　０７２－８１３－００７５（直通）

～令和８年１０月作成版～

目　次

寝屋川市立小学校（留守家庭児童会）所在地図　1
目的、指導目標、指導方針、対象児童（入会要件）　2
留守家庭児童会について　3
開設場所　5
土曜日開設場所　6
利用料金　7
留守家庭児童会保育料の減免申請　8
入会申請の手続き　9
申請に際し、気になる点やこどもについて相談がある場合　10
入会決定後の流れ　11
保育料,延長利用料,土曜日利用料の納付方法　12
入会決定後から利用開始までに辞退する場合、保険の内容について　13
日常生活における注意事項　15
届出事項変更申請　16
年度途中入会、退会の手続き　17
入会の取消し及び利用停止、保育料滞納者への法的措置及び財産調査　18
入会申請チェックシート　19
就労証明書記入例　20

寝屋川市立小学校
（留守家庭児童会）
所在地図

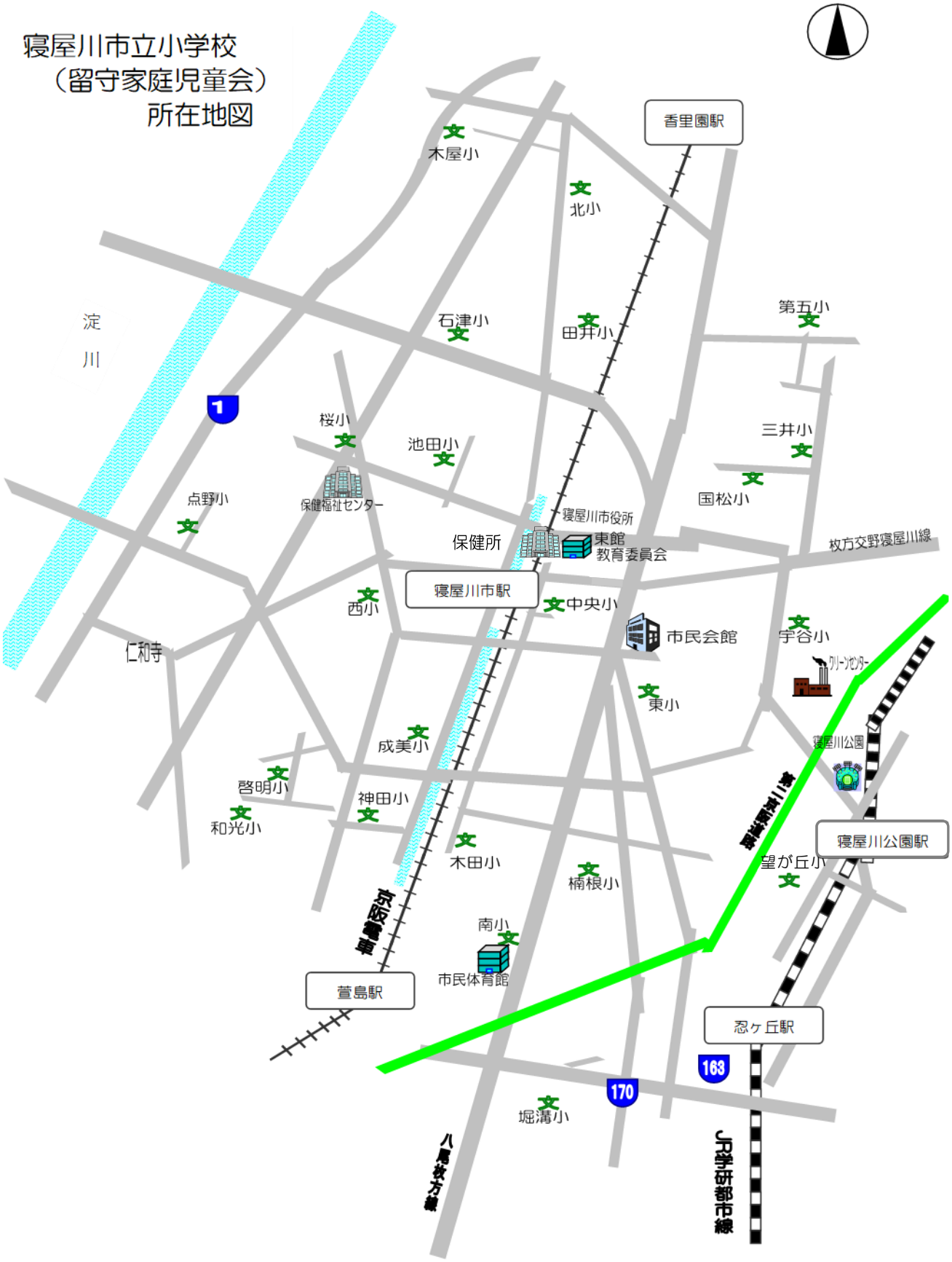

目　的

留守家庭児童会は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、学校の放課後及び長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

指導目標

① 健康な身体と豊かな情操を養うこと。
② 基礎的な生活習慣を身につけること。
③ 自主的な判断力と社会性を身につけること。

指導方針

① 指導員が児童一人一人の思いを正しく受け止め、個々の児童の自主性を尊重しながら、いろいろな集団活動を通じて仲間づくりを進めます。
② 遊びやスポーツ、文化・創作活動を通じて仲間意識を育みます。
③ 日常の生活を通して、一人一人が目標を持ち、集団活動の中で規律正しい生活習慣を身につけていきます。
④ 指導や運営に当たっては、保護者、各学校の教職員、地域との交流を通じて連携を深め、児童の健全育成に努めます。
⑤ 指導に際しては、常に児童の体調管理に努め、安全安心な留守家庭児童会を目指します。

対象児童（入会要件）

寝屋川市の小学校に就学し、次の要件をすべて満たす児童

① 保護者が就労等により、年間を通じて午後３時時点で家庭におらず、１か月に１５日以上、留守家庭児童会の利用を必要としていること。
（午後３時までに保護者が帰宅できる場合は入会できません。）
② 入会児童を保護者又は保護者にかわる大人が必ず送迎できること。
※ なお、**上記①②に該当する場合であっても、医療的な配慮を必要とする児童については入会できない場合があります。ご不明な点があれば社会教育推進課へご相談下さい。**
※ 入会要件から外れた場合（離職、職務内容変更、病気・介護等要件の離脱等）は、事実発生日の月末で退会していただくことになります。

留守家庭児童会について

（1）　学校課業日

放課後～午後７時

（午後６時３０分～午後７時は延長利用）

（2）　学校休業日（春・夏・冬休み、学校行事等の振替休業日など）

午前９時～午後７時

（午後６時３０分～午後７時は延長利用）

（3）　土曜日（利用申請必要、土曜日利用料が発生します）

午前９時～午後７時　※令和８年度から実施校に変更があります。

（午後６時３０分～午後７時は延長利用）

【利用できる方】

保護者全員が土曜日に就労している等の事情がある場合

【利用にあたって】

①　入会申請書の土曜日利用申請の「□　する」にチェックを入れて下さい。

②　申請書添付の就労証明書等にて、土曜日に就労等している旨が確認できることが要件となります（土曜日の就労等が確認できない場合は利用できません）。

③　年度途中から利用する場合は、届出事項変更申請書を提出して下さい。

（即日承認はできませんので、事前に申請して下さい。また、土曜日に就労等をしている就労証明等の提出も必要です。）

④　利用する前週の木曜日までに、入会している各留守家庭児童会の「土曜日利用者受付簿」へ記入して下さい。また、急遽キャンセルとなった場合は必ず各留守家庭児童会へ連絡して下さい。（適切な人員配置を行い、安全な運営を行うため、記入のない場合は利用できないことがあります。）

⑤　土曜日利用できる留守家庭児童会は、P６表のとおりです。

（例）東小留守家庭児童会所属児童

➡土曜日利用のみ偶数月は中央小、奇数月は東小の留守家庭児童会で開設

⑥　児童の個人カードは土曜日実施校においても利用します。

⑦　上記の土曜日利用とは別に実施する全校土曜開所日（年５回程度）は、入会している留守家庭児童会での実施となり、土曜日利用申請は不要で土曜日利用料も発生しません。

（4） 延長利用（利用申請必要、延長利用料が発生します）

学校課業日、学校休業日、土曜日のいずれの場合も、午後６時 30 分～午後７時は延長利用となります。

【利用できる方】

① 保護者の就労時間や通勤時間の関係でお迎えの時間が午後６時 30 分を超える場合。

② 通勤電車の遅延、お迎えする方の急病等、緊急時やむを得ない場合。

【利用にあたって】

① 入会申請書の延長利用申請欄の「□ する」にチェックを入れて下さい。

② 年度途中に延長利用する場合は、届出事項変更申請書を提出して下さい。

③ 延長利用見込みのある方は、入会時に申請して下さい。

≪お迎え時間の厳守について≫

お迎えについては午後７時までの厳守をお願いします。

※ 午後７時以降のお迎えが続く場合、社会教育推進課から退会連絡を行います。お迎えが継続的に午後７時を超える場合は、寝屋川市ファミリー・サポート・センター（会員登録が必要な有償ボランティアの会員組織です。連絡先 TEL072-839-8817）等の利用の検討もお願いします。

（5） 休会日

① 日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日まで）

② 臨時休会日（暴風警報発令時や自然災害等、学校が休校の場合）

開設場所

	名　　称	住　　所	電　話
1	東小留守家庭児童会	太秦元町２番１号	072-824-2811
2	西小留守家庭児童会	高柳３丁目１番２７号	072-827-5753
3	南小留守家庭児童会	下木田町１６番１５号	072-822-1072
4	北小留守家庭児童会	寿町５７番２９号	072-832-0766
5	第五小留守家庭児童会	成田西町２番３号	072-835-4480 072-835-4481
6	成美小留守家庭児童会	錦町２３番４５号	072-828-4774
7	池田小留守家庭児童会	池田２丁目１番７号	072-828-2987
8	中央小留守家庭児童会	初町１番２５号	072-822-1630
9	啓明小留守家庭児童会	高柳６丁目３番１号	072-829-6232
10	三井小留守家庭児童会	三井が丘３丁目７番３号	072-834-5668
11	木屋小留守家庭児童会	豊里町１９番２２号	072-833-8688
12	木田小留守家庭児童会	木田元宮１丁目１７番１号	072-823-2245
13	神田小留守家庭児童会	東神田町２７番１号	072-828-6595
14	堀溝小留守家庭児童会	堀溝３丁目１０番８号	072-821-1603
15	田井小留守家庭児童会	田井西町９番１号	072-829-7519
16	桜小留守家庭児童会	池田新町３番２３号	072-829-1677
17	点野小留守家庭児童会	点野５丁目２６番１号	072-828-5135
18	和光小留守家庭児童会	黒原橘町３０番１号	072-828-2718
19	国松緑丘小留守家庭児童会	国松町４７番１号	072-822-9360
20	楠根小留守家庭児童会	楠根南町２１番１号	072-823-4433
21	宇谷小留守家庭児童会	宇谷町８番１号	072-822-7855
22	石津小留守家庭児童会	石津元町８番１号	072-827-3663
23	望が丘小留守家庭児童会	打上高塚町４番１号	072-820-3141 072-823-0166

土曜日開設場所　（※全校土曜開所日は入会している留守家庭児童会での保育です。）

中学校区	入会している留守家庭児童会	土曜日開設留守家庭児童会	
		偶数月（4,6,8,10,12,2月）	奇数月（5,7,9,11,1,3月）
一中校区	東小留守家庭児童会 中央小留守家庭児童会	東小留守家庭児童会	中央小留守家庭児童会
二中校区	池田小留守家庭児童会 桜小留守家庭児童会	桜小留守家庭児童会	池田小留守家庭児童会
三中校区	北小留守家庭児童会 田井小留守家庭児童会	田井小留守家庭児童会	北小留守家庭児童会
五中校区	神田小留守家庭児童会 和光小留守家庭児童会	神田小留守家庭児童会	和光小留守家庭児童会
六中校区	第五小留守家庭児童会 国松緑丘小留守家庭児童会	国松緑丘小留守家庭児童会	第五小留守家庭児童会
七中校区	南小留守家庭児童会 堀溝小留守家庭児童会	堀溝小留守家庭児童会	南小留守家庭児童会
八中校区	西小留守家庭児童会 点野小留守家庭児童会	西小留守家庭児童会	点野小留守家庭児童会
九中校区	成美小留守家庭児童会 啓明小留守家庭児童会	啓明小留守家庭児童会	成美小留守家庭児童会
十中校区	三井小留守家庭児童会 宇谷小留守家庭児童会	三井小留守家庭児童会	宇谷小留守家庭児童会
友呂岐中校区	木屋小留守家庭児童会 石津小留守家庭児童会	石津小留守家庭児童会	木屋小留守家庭児童会
中木田中校区	木田小留守家庭児童会 楠根小留守家庭児童会	楠根小留守家庭児童会	木田小留守家庭児童会
望が丘中校区	望が丘小留守家庭児童会	望が丘小留守家庭児童会	

利用料金

【保育料】

① 児童１人につき 月額 7,000 円

② ２人以上の児童が入会している世帯 最年少以外の入会児童は月額 3,500 円(※１)

③ 減免申請を行い、減額措置を受けている世帯 月額 5,000 円（※２）

④ 減免申請を行い、免除措置を受けている世帯 ０円（※２）

⑤ 月途中の入退会の場合

月の１６日以降に入会、または 15 日までに退会された場合は、その月の保育料は２分の１になります。

【延長利用料】

① １回 100 円（月上限 1,000 円）

② 減免申請を行い、保育料の減額措置を受けている世帯 １回 50 円(月上限 500 円)(※2)

③ 減免申請を行い、保育料の免除措置を受けている世帯 ０円（※２）

【土曜日利用料】

① １回 300 円

② 減免申請を行い、保育料の減額措置を受けている世帯 １回 150 円（※２）

③ 減免申請を行い、保育料の免除措置を受けている世帯 ０円（※２）

※1 生計を一にする世帯から２人以上の児童が入会している世帯の減額に対しては、減免申請が不要です。

例）長男(小４)、次男(小３)，三男(小１)の３人が４月１日から入会する場合は当初から下記のとおりとなります。なお、市町村民税の課税標準額に係る減免申請を別途行い、減額措置が適用された場合も参考に記載しております。

	４月１日時点保育料		別途減免申請を行い、減額措置適用後保育料
長男(小４)	3,500 円／月額	→	3,500 円／月額
次男(小３)	3,500 円／月額	→	3,500 円／月額
三男(小１)	7,000 円／月額	→	5,000 円／月額

※2 減免措置を受けるには要件があります。次ページをご確認ください。

【その他】

その他保護者負担として、別途おやつ代金、スポーツ安全保険料等があります。

詳しくは入会説明会もしくは個別説明会にて案内があります。

留守家庭児童会保育料の減免申請

（1） 減免申請手続き

以下の減免要件に該当する方（該当する可能性がある方を含む）については、電子申請の方は設問時に、紙申請の方は入会申請時に併せて提出する入会確認書兼減免申請書兼還付請求書の確認項目３において、「減免申請する」を選択してください。

回答内容に漏れがあると、正しく減免できない可能性があります。

減免区分	減免要件	
免除 （保育料月額０円）	①	生活保護法による被保護世帯
	②	該当年度の市町村民税が非課税の世帯
	③	該当年度の市町村民税のうち均等割のみが課税されている世帯
減額 （保育料月額5,000円）	④	該当年度の市町村民税課税標準額の合計が 160 万円未満の世帯
	⑤	母子・父子世帯で、該当年度の市町村民税課税標準額が 210 万円未満の世帯
	⑥	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは療育手帳の交付を受けている世帯で、該当年度の市町村民税課税標準額の合計が 210 万円未満の世帯

※　令和９年１月１日時点で寝屋川市に住民票がない方は、令和９年１月１日時点の市町村で課税証明書類を取得していただく必要があります。

（2） 減免の時期

ア　生活保護法による被保護世帯（上記①に該当する世帯）

要件を満たしている場合、４月分の保育料から免除します。

イ　ア以外の世帯（上記②～⑥に該当する世帯）

該当年度の市町村民税が確定した６月以降、課税情報等が確認でき次第、４月分に遡って減免します。

※ 減免措置が行われるまでの期間は、減免前の金額にて納付をお願いしております（減免決定後、差額を還付致します）。

入会申請の手続き

原則、電子申請（オンライン申請）となります。

申請期間内であれば 24 時間申請ができます。
就労証明書等の下記添付書類を電子データ（PDF、写真データ等）
でご用意いただき、右記 QR コードもしくは
https://logoform.jp/f/Kikq2 からご申請ください。

1　申請前にご用意いただく書類

申請時添付書類（保護者全員分の下記該当状況に応じた必要書類）

状況	必要書類（入会要件を満たしているもの）
1　就労（就労内定）	□就労証明書【☆１】
2　病気	□医師の診断書（保育ができないことが明記されているもの）
3　就学	□在学証明書　□学習時間割等
4　その他	□就労、病気、就学以外の場合は、社会教育推進課へご相談ください。（TEL:072-813-0075）

※ 該当する必要書類が申請時点で添付できない場合は「提出遅延理由書【☆２】」を作成し、添付してください。様式は問いませんが記入が必要な項目がございますので、市ホームページに掲載している参考様式をご確認ください。

※ 土曜日利用を希望する場合は、添付いただく必要書類（就労証明書等）にて土曜日に就労等している旨が確認できることが必要です。

※ 【☆１～☆２】の様式については、市ホームページ<ID:27270>からダウンロードしていただくか、社会教育推進課（寝屋川市役所東館１階）にてお渡しできます。

2　申請方法

電子申請（オンライン申請）
上記黒枠内の QR コードもしくは URL からご申請ください。

※ 電子申請（オンライン申請）ができない方は社会教育推進課へご相談ください。
（TEL：072-813-0075）

３　申請受付期間

⑴　申請受付期間＜新規入会・継続入会問わず申請可＞

令和８年 11 月２日(月)午前９時～12 月 15 日(火)午後 11 時 59 分

⑵　申請受付期間終了後の入会申請について

申請漏れや状況の変化により受付期間終了後に、入会を希望される場合は、令和９年２月１日(月)から随時受け付けます。申請方法は新規入会・継続入会とも 11・12 月受付時と同様です。

なお、４月１日(木)から入会を希望される方は、必ず２月 19 日(金)までに申請してください。それ以降の申請は原則４月 16 日(金)以降の入会となります。

（※各留守家庭児童会において定員に達しますと、入会をお断りする場合があります。
11・12 月受付分を優先することから、11・12 月受付時の申請をお勧めします。）

申請に際し、気になる点やこどもについて相談がある場合

留守家庭児童会の入会申請をするにあたり、**気になる点やこどもについて相談がある場合、まずは社会教育推進課へご連絡ください。**（TEL：072-813-0075）

できる限り電話にて対応させていただきますが、来庁いただく場合もございます。その場合は、担当者が不在で来庁日時を改めていただくことがないよう、電話連絡時に日時を調整させていただきますのでよろしくお願いします。

入会決定後の流れ

【令和８年 11・12 月受付時に入会申請された方】

新規入会者：１月下旬に入会決定通知及び預金口座振替依頼書、個人カードを発送します。その後、**令和９年２月５日（金）午後７時から**各留守家庭児童会において開催される**入会説明会に必ずご参加ください。**

＜入会説明会持ち物＞筆記用具、個人カード（入会決定通知に同封しておりますので、必要事項を記入の上、持参して下さい。）

継続入会者：２月中旬に入会決定通知を発送します。

【令和９年２月１日（月）から２月 19 日（金）に入会申請された方】

新規入会者：３月初旬に入会決定通知及び預金口座振替依頼書、個人カードを発送します。その後、**令和９年３月９日（火）午後７時から**各留守家庭児童会において開催される**入会説明会に必ずご参加ください。**

＜入会説明会持ち物＞筆記用具、個人カード（入会決定通知に同封しておりますので、必要事項を記入の上、持参して下さい。）

継続入会者：３月中に入会決定通知を発送します。

【令和９年２月 20 日（土）以降に入会申請された方】

新規入会者：３月下旬に入会決定通知及び預金口座振替依頼書、個人カードを発送します。**入会決定通知を受け取り後、通われる留守家庭児童会へ電話連絡し、個別説明を受ける日時を調整してください。利用開始日までに個別説明を受けていない場合、利用開始日からの利用ができません**のでご注意ください。

＜各留守家庭児童会の電話番号＞当該しおり P５に記載しております。

＜電話対応可能日時＞平日の午後０時 30 分～午後６時 30 分

継続入会者：３月下旬に入会決定通知を発送します。

※ ４月は新規入会者の受け入れ等、準備期間を十分に確保する必要があるため、２月 20 日(土)以降の申請については、４月１日入会ではなく、**４月 16 日入会**となりますので、あらかじめご了承ください。

※各留守家庭児童会において定員に達しますと、入会をお断りする場合があります。**11・12 月受付分を優先**することから、11・12 月受付時の申請をお勧めします。

保育料,延長利用料,土曜日利用料の納付方法

① **原則として口座振替で納付いただきます。**

新規入会の方に対しては、入会決定通知とあわせて預金口座振替依頼書を同封して発送します。受け取った振替依頼書に必要事項を記入のうえ、希望される取扱金融機関（下記参照）で手続きして下さい。なお、手続きの際は保護者名義の口座を登録してください。また、口座登録いただきましても、銀行での登録処理等に時間を要するため、口座振替が間に合わず、納付書での支払いをお願いする場合がありますので、その点ご了承ください。

② 口座振替日は、利用月の末日（土・日曜日、祝日の場合は翌営業日）です。

※ 振替日の前日までに入金して下さい。

③ 延長利用料と土曜日利用料は翌月保育料と合算での口座振替となります。

④ 口座振替の利用ができない方は事前に社会教育推進課まで相談して下さい。

留守家庭児童会保育料口座振替（自動払込）取扱金融機関一覧表

令和８年４月１日現在

金　融　機　関	金　融　機　関
りそな銀行	ゆうちょ銀行・郵便局
三菱ＵＦＪ銀行	京都信用金庫
みずほ銀行	大阪信用金庫
関西みらい銀行	近畿労働金庫
三井住友銀行	大阪厚生信用金庫
京都銀行	北おおさか信用金庫
徳島大正銀行	大同信用組合
成協信用組合	ミレ信用組合
池田泉州銀行	近畿産業信用組合
四国銀行	北河内農業協同組合
枚方信用金庫	九個荘農業協同組合
大阪シティ信用金庫	みなと銀行

入会決定後から利用開始までに辞退する場合

（1） 辞退方法

辞退する場合は、電子申請(オンライン申請)にて辞退処理を行ってください。

原則、電子申請（オンライン申請）となります。

もしくは、下記 URL

https://logoform.jp/f/UO6U9

（2） 辞退手続き期間

令和９年２月２７日（土）まで

※辞退手続きが遅れますと、入会期間に応じた保育料が発生する場合がありますので、ご注意ください。

保険の内容について

（1） 普通傷害保険（個人賠償対応なし）［自動加入・保険料は市が負担］

寝屋川市留守家庭児童会に入会した児童は全員、市が契約する普通傷害保険に加入し、以下補償内容の対象となります。

保険金の種別	保険金発生事由	保険金の額
死亡保険金	事故日から１８０日以内にその事故がもとで死亡した場合	一人 ５００万円
後遺障害保険金	事故発生の日から１８０日以内にその事故がもとで、後遺障害が生じた場合	一人５００万円に 後遺障害の内容に 応じた割合を乗じた額
入院保険金	事故によるけがのため入院による医師の治療を受けた場合、事故日から１８０日を限度	一日につき 2,０００円
通院保険金	事故によるけがのため通院により医師の治療を受けた場合、事故日から１８０日以内で９０日を限度	一日につき 1,３００円

（2） 個人賠償責任保険の加入について

児童が他人に怪我をさせたり、物を壊したりしたこと（※1）によって、法律上の損害賠償責任を負った場合、親権者などの法定監督義務者が責を負うこと（※2）になります。

※1　故意の行為は個人賠償責任保険の対象になりません。

※2　個人が法律上の損害賠償責任を負った場合、市が個人に代わって弁償等を行うことはありません。

（例１）　ドッジボールをしていたが、ボールが予期せぬ方に飛んで行って窓ガラスを割ってしまった。特注サイズの飛散防止ガラスであり、修繕費用 40 万円。

（例２）　サッカーボールが学校外に飛んでいき、民家に停めてあった車両のフロントガラスを傷つけてしまった。フロントガラスの交換費用 10 万円。

（例３）　友人のめがねが置いてあることに気付かず、踏んづけてめがねを壊してしまった。同等品のめがね３万円。

上記例のように、気を付けていれば避けることができるものばかりではありませんし、わざとじゃないからと言って高額な請求を逃れることはできません。

個人賠償責任保険の加入は任意ですが、上記のような不測の事態に備えるためにも加入を推奨しております。

※個人賠償責任保険は、自転車保険や自動車保険など各種保険・共済の特約として付随していることも多いため、ご自身が加入されている保険・共済の内容を改めてご確認頂くことをお勧めします。

※各留守家庭児童会においては、保護者が共同の上で個人賠償責任補償に対応した団体保険（スポーツ安全保険／保険料；年額 1,000 円程度）に加入しています。スポーツ安全保険の加入については、入会説明会もしくは個別説明会時に案内があります。

日常生活における注意事項

（1） 児童の送迎について

① 留守家庭児童会を利用する場合には、午後６時３０分（延長利用の方は午後 7 時）までに保護者又は保護者にかわる大人が必ずお迎えにきて下さい。

② 学校の休業日などに留守家庭児童会を利用する場合には、保護者又は保護者にかわる大人が必ず児童を留守家庭児童会室まで送迎して下さい。

③ 学校内への車の乗り入れはできません。車を利用される方は、交通ルールを遵守し、周辺パーキングを利用する等、近隣住民等の迷惑となる行為は絶対に行わないよう、ご理解ご協力をお願いします。

（2） 留守家庭児童会のお休みについて

お休みされるときは、必ず留守家庭児童会にその旨を連絡して下さい。

※病気等でやむを得ずお休みする場合を除き、１か月の利用が１５日未満になる場合は、社会教育推進課より確認のご連絡をする場合があります。

（3） 児童の健康管理について

留守家庭児童会において生じた怪我（けが）は、保護者に連絡した上で、必要な対応を行います。

（4） 緊急時について

① 緊急を要する怪我（けが）等については、保護者への連絡とあわせ、救急車等により病院へ搬送します。

② 事故、怪我（けが）や発熱等の場合は、早急にお迎えに来て下さい。

③ 必ず連絡がつくようにしてください。保護者に連絡がつかない場合は緊急連絡先や勤務先等に連絡する場合もありますので、その点ご了承ください。

（5） メールねやがわ（安全・安心メール一斉配信サービス）の登録について

災害等による休会情報などは、メールねやがわ「校区情報」にてお知らせしますので、必ず登録して下さい。

【携帯電話からの登録】neyagawa@e.ikkr.jp へ空メールを送信し、手続きを進めてください。

【パソコンからの登録】http://www.ikkr.jp/neyagawa を開き、仮登録ボタンをクリックし、メールアドレスを入力の上、手続きを進めてください。

※各種詳細な手順は市ホームページ（ページ ID：3856）からご確認ください。

（6） 昼食について

学校の休業日など給食のない日は、お弁当（または、それにかわるもの）を持たせて下さい。（昼食の用意はありません。）

※夏場のお弁当は、ご家庭で用意した保冷バックに保冷剤を十分に入れて持たせるようにしてください。

※児童に現金を渡して留守家庭児童会利用中に昼食を買いに行かせることはできません。

※長期休業期間中は配食サービスを利用することができます。詳しくは各留守家庭児童会へお問い合わせください。

（7） その他

① 児童の日常生活での留意点等がある場合は、必ず留守家庭児童会に伝えて下さい。

② 現金や高価なものは持たせないで下さい。紛失等があっても責任を負いかねます。

③ お迎え等学校に入校する際は、必ず入校証を着用して下さい。

④ 学校が臨時休業（学級閉鎖等）となった場合、該当する児童についてはその期間中、留守家庭児童会は利用できません。

届出事項変更申請

入会児童保護者において、下記の項目に該当するときは、速やかに届出事項変更申請書を利用されている留守家庭児童会へ提出してください。

（1） 入会児童保護者の変更があったとき。

（2） 入会児童保護者の住所、連絡先等に変更があったとき。

（3） 入会児童保護者の就労先等に変更があったとき。

（4） その他、提出した申請書類の内容に変更が生じたとき。

年度途中入会

年間を通じて入会いただくことで、指導目標である「①健康な身体と豊かな情操を養うこと。」「②基礎的な生活習慣を身につけること。」「③自主的な判断力と社会性を身につけること。」が達成できるものと考えております。そのため、長期休業期間中だけの入会などは想定しておりませんが、転居等やむを得ない事情により、年度途中に入会を希望される方の申請方法は下記のとおりです。

（1） 入会希望日：毎月の１日か 16 日のどちらかよりお選びください。

（2） 申請期限：入会を希望される半月前までにご申請ください。

例 1）10 月１日入会を希望される方は９月 16 日が申請期限

例 2）12 月 16 日入会を希望される方は 12 月１日が申請期限

※申請期限である１日もしくは 16 日が休業日である場合は、前開庁日までが申請期限となります。

（3） 申請書類等：「入会申請の手続き」に記載されているとおりです。

退会の手続き

（1） 退会方法

退会する場合は、電子申請(オンライン申請)にて退会処理を行うか、社会教育推進課もしくは各留守家庭児童会へ退会届を提出してください。

【電子申請（オンライン申請）の場合】

もしくは、下記ＵＲＬ

https://logoform.jp/f/ZstzW

【上記対応が難しい場合】

退会届は社会教育推進課もしくは各留守家庭児童会へ備え付けております。

退会届を受け取り次第その場で必要事項を記入し、提出してください。

（2） 退会手続き期間

退会日の 10 日前までに退会届を提出（電子申請を含む。）してください。

退会手続きが遅れますと、入会期間に応じた保育料が発生しますのでご注意ください。

例）10 月 15 日退会時は 10 月５日まで、10 月 31 日退会時は 10 月 21 日まで

（3） 月途中の退会の場合、毎月 15 日までの退会はその月の保育料が２分の１、16 日以降の退会はその月の保育料が全額必要となります。また、**退会の手続きを行わない限り、利用が無くても保育料は発生します**ので、口頭ではなく、必ず退会届の提出（電子申請を含む。）を行ってください。

入会の取消し及び利用停止

下記の項目に該当する場合は、社会教育推進課より、事実確認のご連絡を行った上で、入会の取消し及び利用停止の決定を行う場合があります。

（1） 入会申込書や就労証明書の内容に偽りが判明した場合

（2） 入会要件から外れている場合

（3） 正当な理由なく、１か月以上留守家庭児童会の利用がなかった場合

（4） 児童の送迎時間を守らない場合

（5） 緊急時（こどものけがや出欠確認等）に必ず連絡がとれる体制を備えていない場合

（6） 出席日数が著しく少ない場合（１か月の出席日数が 15 日未満で、かつ２か月以上続く場合等）

（7） 保護者が保育上の指示に従わない、重大な人権侵害や暴力・迷惑行為、その他管理運営上に支障があると認める場合

（8） 保育料を滞納した場合

保育料滞納者への法的措置及び財産調査

保育料滞納者に対しては厳正に対処します。支払督促など裁判所を通じた法的措置や勤務先への給与照会等、財産の差押えを前提とした手続きを進めることがあります。

諸事情により保育料が納付困難となった場合は、必ず社会教育推進課まで相談して下さい。

入会申請チェックシート

1	入会のしおりの記載内容をすべて確認した。	□
2	申請に必要な書類はすべてそろっている。	
	①保護者全員分の就労証明書等（就労以外で保育ができない方は通学証明書や診断書等）を用意した。	□
	②上記①の就労証明書等を保護者ひとりずつの電子データ（PDF、写真データ等）に変換した。	□
3	電子申請（オンライン申請）について、全ての項目に対して漏れなく入力を行い、送信ボタンを押した後、送信完了の表示を確認した。 （受付番号が表示されるため、転記しておく。【受付番号：　　】）	□
4	入会する児童が3名以上いる場合の対応	
	①（電子申請（オンライン申請）は一度の申請につき、2名までしか入力できないため、）複数回に分けて申請を行った。	□
	②申請の都度、就労証明書等の電子データを添付した。	□

就労証明書記入例

鉛筆やフリクションでの記入はお控えください

同一世帯で保育所・園に通園している児童がいる場合、就労証明書は当該児童の申請に取得した就労証明書の写しでかまいません。ただし、証明日は当該年度のものに限ります。

寝屋川市長　　宛

寝屋川市教育委員会教育長　　宛

就労証明書

証明日	西暦 2026 年 ○ 月 ○ 日
事業所名	ねやがわ株式会社
代表者名	○○ ○○
所在地	寝屋川市○○町○番○号
電話番号	072 － ○○○ － ○○○○
担当者名	△△ △△
記載者連絡先	072 － ○○○ － △△△△

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	□ 農業・林業　□ 漁業　□ 鉱業・採石業・砂利採取業　□ 建設業　□ 製造業　□ 電気・ガス・熱供給・水道業 □ 情報通信業　□ 運輸業・郵便業　□ 卸売業・小売業　□ 金融業・保険業　□ 不動産業・物品賃貸業 □ 学術研究・専門・技術サービス　□ 宿泊業・飲食サービス業　☑ 生活関連サービス業・娯楽業　□ 医療・福祉 □ 教育・学習支援業　□ 複合サービス事業　□ 公務　□ その他（　　）
2	フリガナ	ネヤガワ　ネヤマル
	本人氏名	寝屋川　ねやま　　生年月日 2020 年 ○ 月 ○ 日
3	雇用(予定)期間等	□ 無期　☑ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　2026 年 4 月 1 日 ～ 2027 年 3 月 31 日
4	本人就労先事業所	名称　ねやがわ株式会社
		住所　寝屋川市○○町○番○号
5	雇用の形態	□ 正社員　□ パート・アルバイト　☑ 派遣社員　□ 契約社員　□ 会計年度任用職員　□ 非常勤・臨時職員　□ 役員 □ 自営業主　□ 自営業専従者　□ 家族従業者　□ 内職　□ 業務委託　□ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 □　火 □　水 □　木 □　金 □　土 □　日 □　祝日 □　合計時間　月間　時間　分（うち休憩時間　分） 一月当たりの就労日数　月間　日　一週当たりの就労日数　週間　日 平日　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分） 土曜　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分） 日祝　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）

・右上証明者欄に事務所印・代表者印・担当者印は不要です。
・１～６,14, 17～19 の項目は漏れなく該当する箇所の記入が必要です。それ以外の項目は留守家庭児童会入会手続きでは記入不要です。（19 のみ保護者が記載、それ以外は事業所が記載してください。）
・留守家庭児童会には入会要件があり、年間を通じて１か月に 15 日以上かつ帰宅時間が午後３時以降の勤務であるかを確認します。
・記入に際してご不明な点があれば社会教育推進課 留守家庭児童会担当(072-813-0075)までご連絡ください。

10	産休・育休以外の休業の取得	期間　年　月　日 ～　年　月　日
11	復職（予定）年月日	
12		
13	保育士等としての勤務実態の有無	
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	□ 有　☑ 有（予定）　□ 無　□ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	□ 可　□ 可（予定）　□ 否
16	育休延長可否	□ 可　□ 可（予定）　□ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	2027年 4 月 1 日 ～
18	備考欄	変則就労につき、土曜日勤務あり
19	保護者記載欄	児童名：寝屋川　はちかづき　生年月日：2020 年 ○ 月 ○ 日　施設名：東小留守家庭児童会　□ 利用中　☑ 申込中（第一希望）
		児童名：　生年月日：　年　月　日　施設名：　□ 利用中　□ 申込中（第一希望）
		児童名：　生年月日：　年　月　日　施設名：　□ 利用中　□ 申込中（第一希望）

雇用期間が有期の場合は必ず更新の有無を記載してください。なお、記載されている雇用期間内に利用開始日が含まれていない場合は、「有」もしくは「有（予定）」であることが入会要件となります。

№6 就労時間が『変則就労の場合』に該当し、土曜日に勤務することがある場合、その旨を備考欄に記入してください。